

令和2年

第2回臨時会

会議録

(第1号)

令和2年5月27日

令和2年第2回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和2年5月27日(水) 10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
〔町長 行政報告〕
日程第 3 承認第1号 江差町税条例等の一部を形成する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 承認第2号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 承認第3号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 議案第1号 江差町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第2号 江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第3号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第4号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第4号)について
日程第10 議案第5号 令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第11 議案第6号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 出席議員(12名)

議	長	打越東亜夫
副	長	萩原徹
議	員	薄木晴午
		飯田隆一
		室井正行
		塚本眞
		西海谷望
		小梅洋子
		小野寺眞
		小林くにこ
		出崎太郎
		大門和幸

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	太田 誠
総務課	長	中川 智
まちづくり推進課	長	尾山 徹
財政課	長	斉藤 敏己
税務課	長	梅川 年代
町民福祉課	長	竹内 強子
健康推進課	長	白鳥 智司
産業振興課	長	出崎 雄臣
追分観光課	長	安田 克治
建設水道課	長	岸田 雄彦
高齢あんしん課	長	三好 泰美
出納室	長	岸田 真由
学校教育課	長	岸田 礼治
社会教育課	長	大坂 敏文
総務課主幹		畑 竜哉
まちづくり推進課主幹		長尾 恵一

(議会事務局)

局	長	清水 直樹
書	記	森 直彦

(「ベルが鳴る」。)

(議長)

おはようございます。

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。ただ今から、令和2年第2回江差町議会臨時会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、1番大門議員、2番出崎議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期は本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

次に町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

寄付採納について、ご報告申し上げます。

はじめに令和2年3月25日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラ

ブ会長岩坂憲助様より、青少年健全育成事業の一環として、町内の新入学児童へと、60組のノート、鉛筆の学用品をご寄贈頂きました。元気に初登校した入学式当日に子ども達に配布させて頂きました。

次に、令和2年4月22日、江差経済同友会会長、小笠原弘様より、新型コロナウイルス感染拡大予防のためにと、マスク5,000枚をご寄贈頂きました。ご寄贈頂きました、マスクにつきましては、町内医療機関及び、高齢者福祉施設等へ配布し、職員等の感染予防として、ご活用して頂いております。

次に、令和2年4月28日、北斗市七重浜8丁目23番地29、有限会社ごとう幼保教材社、代表取締役、後藤広貴様より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスク150枚を町立かもめ保育園、日明保育園、水堀保育園にご寄贈頂きました。ご寄贈頂きましたマスクにつきましては、さっそく、町立保育園で活用させて頂いております。

次に、令和2年4月27日、並びに5月27日、江差町字中歌町16番地、万年雅利様より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスクの大人用2,500枚、女性、子ども用を2,500枚、計5,000枚のご寄贈を頂きました。

次に、令和2年5月7日、町内の匿名事業者様より、町内児童生徒の新型コロナウイルス感染予防のためにと、マスク3,500枚のご寄贈がありました。ご寄贈頂きましたマスクは、町内各小中学校に配布し活用させて頂いております。

次に、令和2年5月8日、江差町字新地町48番地、株式会社プラホーム、パーラーヤマト江差店様より、新型コロナウイルス感染予防のためにと、マスク1,000枚のご寄贈を頂きました。ご寄贈頂きましたマスクは、妊婦さんやあんま整骨院等の医療施設へ配布し、活用頂いております。

次に、令和2年5月8日、町内匿名希望者の方から、町内及び町職員の新型コロナウイルス感染拡大防止のためにと、エタノール製剤キーパー70、16リットルのご寄贈を頂きました。ご寄贈頂きました消毒液につきましては、さっそく、役場庁舎及び町所有の各施設に設置し、町民及び職員等の手指消毒用として、活用させて頂いております。

次に、令和2年5月13日、江差町字愛宕町18番地、北清えさし株式会社、代表取締役社長、湯藤学様、並びに、江差町字砂川11番地3、株式会社北辰運輸、代表取締役、矢原幸康様より、新型コロナウイルス感染予防対策のためにと、それぞれから、マスク500枚ずつの、計1,000枚のご寄贈を頂きました。ご寄贈頂きましたマスクにつきましては、公共交通機関及び調剤薬局に配布し、活用して頂いております。

最後に、令和2年5月25日、江差町字柳崎町、株式会社ブーム、澤口昌夫様より、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにと、マスク1,000枚、消毒用アルコール30リットル、使い捨て手袋、1,000枚、ハンドジェル10本のご寄贈を頂きました。ご寄贈頂きました用品の活用策につきましては、現在、検討しているところでございます。

以上のご寄付がありましたことを、ご報告申し上げますとともに、改めて、ご厚志に厚く御礼を申し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

日程第3、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項に規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、令和2年3月31日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。それでは、私より、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、補足説明をさせていただきます。

議案書の1頁から13頁、臨時会資料の1頁から70頁の資料1となります。資料につきましては、改正概要と新旧対照表になってございます。本改正につきましては、令和2年度の地方税制の改正に伴いまして、地方税法等の一部が改正され、本年3月31日に公布、その一部が4月1日より施行になったことの伴い、江差町税条例等の一部改正を専決処分をおこなったものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、町民税につきましては、未婚の1人親に対する、税制上の措置及び寡婦控除が見直しとなりまして、婚姻歴の有無や性別に関わら

ず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の1人親控除、控除額30万円が適用され、さらに、寡婦控除につきましては、500万円以下の所得制限が設けられたところでございます。固定資産税につきましては、所有者不明に土地家屋等の課題に対応するため、登記簿上の所有者が亡くなられている場合、現在、所有している者に賦課徴収に必要な事項を申告させることが出来るということになりまして、固定資産税における、他の申告制度同様の罰則規定が適用させるものでございます。また、一定の調査をつくしても、所有者が明らかにならない場合、使用者を所有者と見なし、課税出来ることとなったものでございます。

次にたばこ税に関しまして、こちらは1本1グラム未満の軽量な葉巻たばこにつきまして、これまで、重量に応じて課税されておりましたが、本数による課税に変更されたものでございます。

その他につきましては、改元への対応や関連条項の整備となっているものでございます。

以上、簡単ではございますが、一部改正の内容となっておりますので、ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第1号については、原案のとおり、承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

江差町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業に係る経費について、4月23日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「財政課長」(補足説明)

私の方から、ご説明申し上げます。議案書17頁。資料は71頁をお開き願いたいと思います。補正予算第2号につきましては、ただ今、説明がありました、江差町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業の補正となっております。緊急事態宣言の発出に伴い、感染拡大防止のための休業要請にご協力頂きました、店舗などへの協力金でございまして、一定の要件を満たした事業者に対しまして、10万円、ないしは、20万円を支給するものでございます。補正額につきましては、83店舗分で、1,360万円とし、財源内訳は、全額一般財源としてございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第2号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求
めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第2号については、原案のとおり、承認されました。

(議長)

日程第5、承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分
の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求
めることについてでございます。
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しました

ので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る、経費について5月1日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書29頁となりますので、宜しくお願い致します。

補正予算第3号は、新型コロナウイルス感染症にかかる、緊急経済対策に係る補正でございます。まず、特別定額給付金給付事業でございます。資料は、72頁となります。国の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と致しまして、住民1人に対し、10万円を支給するもので、補正額は給付金7億4,300万円と、事務費1,207万3千円の合計7億5,507万3千円となっております。財源につきましては、全額国庫支出金となります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。資料は同じく、72頁となりますので、宜しくお願いします。新型コロナウイルス感染症により、影響をうけている子育て世帯の支援として、児童手当を受給している世帯に対し、児童1人当たり、1万円を支給するものでございまして、補正額は、給付分が713万円、事務費が153万4千円の、合計866万4千円となっております。財源につきましては、同じく、全額国庫支出金となります。

説明は以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。議長。

内容は分かりました。専決ですので、結果的なことについて少し、お聞きしたいと思いますが、2つです。

1つは、定額給付金のオンライン申請って江差の場合、どういうふうになっているか、今報道等では、トラブル起こしたりですね、もしくは、マイナンバーそのものの

普及などもありますが、その点について、1点教えて頂きたい。

それから、順次今、支給の方が振込も含めて進んでいると思いますが、手続きなどで、思わぬトラブル的な記入の間違いだとか、何か大きな部分で特質的な点が江差町であったか、お聞きしたいと思います。以上、2点です。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

おはようございます。定額給付金のオンラインの関係につきましては、全体で45世帯からの申請がありました。その中で、若干の記入誤りだとかはあるんですけども、電話をしたりしながらですね、申請書類だとか頂きながら、進めて来たところでございます。

それと、全体の中で、手続き漏れだとかの関係については、その都度、定額給付金の前のですね、土日で、電話をしたりしながらですね、進めて来てですね、主な、大きいトラブルはなく、進めて来たつもりです。以上です。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

それで、これ、なかなか、個人情報という観点もありますので、聞きづらいというか、逆に答弁もしづらい部分もあるんでしょうが、よく、地域で、我々、個人的にも、それから、町内会等の事業をやってても、住民票があるはずなのに、いないなど、それは、入院しているかも知れません。住民票を置いときながら、施設等に入っているかも知れません。長期どこか行っているのかも知れません。いずれにしても、そういう部分についてのチェックといいますか、実態把握といいますか、それは、どのように進められて来ているんでしょうか。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

現在、約9割の方の世帯に給付済みとなっております。これから、未申請の方に対して、アプローチをかけていながら、全体の申請が100%になるような形で進めて行きたいというふうに思ってますし、それぞれの所在を確認しながらですね、実態把握に努めて行きたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

(議長)

いいですね。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認の承認
を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第3号については、原案のとおり、承認されました。

(議長)

日程第6、議案第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例についてを議題と致
します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。地方税
法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、税制上の

措置として、一定の要件に該当する中小企業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割りの臨時的軽減の延長、町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたことから、江差町税条例等を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。税務課長。

「税務課長」(補足説明)

議案第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書の41頁から43頁、臨時会資料につきましては、73頁から81頁の資料4になります。本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正されまして、本年、4月30日と公布、施行となったところに伴い、江差町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、資料の73頁に添付してございますけども、まず、町税の徴収猶予の特例でございます。新型コロナウイルスの影響により、本年2月以降の任意の1か月の収入が前年同期と比較しました、概ね、20%以上の減少がされた方が対象となりまして、本年、2月1日から、来年の1月31日までに、納期限が来る全ての町税について、猶予申請をして頂くことで、無担保延滞金なしの最大1年間、納付を猶予するものでございます。本徴収につきましては、地方税法に元づいて実施されておりました、改正法が施行されました4月30日より受付を開始しているものでございます。

次に、固定資産税の軽減措置でございます。こちらは、資料75頁に掲載してございます。これにつきましては、令和3年度の固定資産税の軽減でございます。中小事業者等で本年2月から10月までの間で、任意の連続する3か月間の合計収入が、前年同期の合計収入と比較して、30%以上減少している事業者の方が対象となります。令和3年1月1日時点で、保有しております、償却資産及び事業用に家屋に係る分を減収割合が30%以上50%未満の方で2分の1、50%以上の方で全額が軽減されるものでございます。なお、本軽減措置につきましては、全額国の交付金にて、補填されることとなっております。

その他の改正につきましては、軽自動車税に係る環境性能割りの臨時的軽減の適用期限の6か月延長、住宅ローン控除の適用要件の弾力化、イベントを中止した主催者に対する入場料金等の払い戻し請求権を放棄したものへの、給付金控除の適用等となっております。これに伴いまして、関連条項の整備を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い

たします。

(議長)

はい。以上で提案理由の説明が終わりましたの、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。何点かお聞きしたいと思います。固定資産税に限って、お聞きしたいと思います。

大きく言うと、2つ。1つは、特例制度としての猶予、これは今年、減収が20%以上と。それから、一応、来年度になりますけれども、軽減の部分があります。大きく言うと、2つ、制度としてはありますが、この間、3月にそれぞれ、先程、説明ありました、10万、20万、の協力金事業の支払いと言いますか、の部分で、一定程度、業者の状況というのは掴んで来てるかなと思うんですが、まず、最初に、全体像を、例えば、これは、全ての事業所で、今、江差の場合、1億円以下、ほとんどの部分が1億円以下かと思いますが、猶予ですと、20%以上減少と、それから、減額ですと、30%以上ということで、違ってきますが、この間、いろいろ、回って歩いて、相当な所が対象になるのかと思うんですが、まず、全体的に、相談なども含めて、この猶予、それから、減額の部分について、固定資産税に限って、状況、どういうふうになっているか、お聞きしたいなど。資料ですね、資料の94頁に臨時議会資料の94頁に、後の議題になりますけれども、これは20%以上の減額、減少している事業所ということで、おおよそ、予算措置として、店舗数が220あります。いずれにしても、一定程度、土地を持っている、家屋を持っている、という事業者になろうかと思っています。いずれにしても、猶予、それから、減額、どの程度、今、相談なども含めて想定しているのか、まず、全体像を、お聞きしたいなどと思います。

(議長)

はい。税務課長。

「税務課長」

固定資産税の猶予、軽減につきましての現状というお話、ご質問でございますけれども、まず、実態のお話をさせていただきますと、現時点におきましては、固定資産税の猶予につきましては、1件、申請がございます。それとこれまでの間に、ご相談に来られた件数は、3件でございます。今の現状のお話をさせていただきますけれども、我々も、事業者220くらいあるという、お話を聞いてございますけれども、状況的に言いますと、固定資産税の猶予につきましては、あくまで、猶予であると。1年間、延長するものだけですので、これは、減るものではございません。軽減制度につきましては、

あくまで令和3年度の軽減ということで、令和3年度においては、最大1年間延長した場合、今年の方が来年、お支払い頂くと。軽減された残りの分も、来年お支払い頂くという制度なので、事業者の皆さんについては、少し使いづらいのかなというイメージはもっております。ただ、軽減につきましては、我々も試算の方をさせて頂いておりますけども、事業家屋の方は、まだ、出来ておりませんが、償却資産が概ね、大体、対象が1,500万から2千万くらいになるのではという、試算はしてございます。それら踏まえて、ご相談に来られる方につきましては、今後、町民税もそうですし、国保税も発付されることとなりますので、それらを踏まえながら、丁寧に説明をして参りたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

この間、ご承知だと思いますが、前年度になりますけれども、旅館組合等からもこの固定資産税に関して、いわば、猶予ではなくて、減免の陳情と言いますか、要請と言いますか、これは、町長部局、我々議会の方にも、来ていると、こういう実態があります。単に、ホテル、旅館に限らず、一定の特に、事業所、事業用家屋、償却資産ということになりますと、建物、その物ですけれども、今のお話ですと、その使いづら、その使いづらという部分を、最大限、国の方で、一定程度、枠組み作っている以上ですね、最大限、これを、使えるようにして行くと。これ、50%以上減少ですとゼロ。30%から50%未満でも、2/1ですから、そういう点では、実際に、使いづらというか、申請、相談がないにしても、一定程度、計算すれば、一定の部分の軽減には、きっと、なるんですね。なるんだとすると、そこをしっかりと、町と事業者と繋ぐ。そうでないとすると、そういうネックについては、しっかりと、国に改善を求めていく、せつかく国の方で、こういう枠組み作りながら、使いづらということがあるとすれば、そのままにおいておく訳には、私は、いけないと思うんですが、その点について、お聞きしたと思います。

(議長)

はい。税務課長。

「税務課長」

申し訳ございません。あくまで、我々は、あくまで地方税法に基づいて、まず取り組ませて頂いているという点がございますので、現行制度は単独で、今、どうこうす

るというお話の考えは、持ってございません。その上で、使いづらいという言葉が、悪かったかも知れませんが、ご相談を受けているうえでは、簡単に言えば、令和3年度の軽減が実は、今年の軽減だと、誤認されている事業者さんもおられるということは事実でございます。あくまで、3年度の固定資産税の分ですということと、納入が難しい方につきましては、今年度は、来年度に納付を延長することが出来ますというぐらいの、現状では、我々は今それ以上の説明はちょっと出来ない状況でございますので、申し訳ございませんが、ご理解お願い致します。

(議長)

いいですね。

町長。

「町長」

今、固定資産税の減免についてのご質問があったかというふうに思います。ただ、この新型コロナウイルスに対しましての、対策、対応というのは、この固定資産税の減免だけではないというふうに認識しています。国の方でも、持続化給付金であるとか、様々な雇用調整助成金であるとか、様々な支援制度をする中で、その1つの柱というか、1つの策として、この固定資産税の減免というものはあるのかなというふうに思います。全体の中で、どのような対策を事業者さん、あるいは、町民に皆さんに周知し、それを活用して頂くかということ、しっかりですね、情報を提供しなければならないのかなというふうに思います。そういう中で、国のこの制度、方針に基づいて、我々も江差町として、固定資産税の減免というものを取り組む訳ですけれども、その部分についてもですね、しっかり、住民の周知をして、住民事業者さんに、制度をしっかりと周知をして、必要な所に活用して頂く、そのための努力が必要なのかなというふうに思います。また、旅館組合さんのお話もありましたけれども、それも、含めて、この制度の中で、活用して頂けるものではないかというふうに、考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る、申請書の受付に関する規定を整備するため、江差町後期高齢者医療に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「健康推進課長」(補足説明)

それでは、補足説明をさせていただきます。議案書46頁、資料は83頁でございます。北海道後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した、被用者に対しての傷病手当金の支給のため、北海道後期高齢者広域連合、後期高齢者医療に関す

る条例を改正したことに伴い、江差町後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものでございます。資料83頁、新旧対照表をご欄下さい。第2条の町が行う事務に、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付を加えるもので、公布の日から施行します。

ご審議方の方、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第2号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第3号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例等に関する規定を整備するため、江差町国民健康保険条例を改正するものでござ

います。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

「健康推進課長」（補足説明）

では、議案第3号の補足説明をさせていただきます。議案書47頁、資料は82頁、資料5でございます。資料5で説明をさせていただきます。傷病手当金は被保険者が業務災害以外の理由による、ケガや病気の療養のため、仕事を休んだ場合の所得補償をおこなう制度でございます。今般の新型コロナウイルス感染症により、労働者が感染、もしくは、感染の疑いがある場合に休みやすい環境を整備することで、感染拡大防止を促すものでございます。傷病手当金は任意給付で、保険者である市町村が条例を制定して給付するものであることから、条例の一部改正をおこなうものでございます。支給対象者は、国保、被保険者であり、会社や事業主から雇われて賃金を受け取って、労働に従事する被用者で、新型コロナウイルスに感染、もしくは感染疑いで、4日以上、仕事を休んだ方になります。支給額は、記載のとおりで、直近3ヶ月の1日当たりの賃金の3分の2を、休んだ日数分支給致します。適用期間は、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため、働くことが出来なかった期間となっております。これは、1月に国内で初めて感染者が確認されたことを踏まえて、適用期間を設定しておりますが、今後の感染状況等によって、変わることも想定されております。事業費用につきましては、現行予算の範囲内で対応していきます。また、この金額は、国の調整交付金で、全額措置されます。

以上で、説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町国民健康保健条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金事業など、19事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、7,034万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61億7,612万8千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書52頁と53頁をお開き願いたいと思います。新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の18事業とそれ以外の1事業の補正となります。

最初に職員人件費(一般管理費)でございます。新型コロナウイルス感染症の防止対策や、経済対策等々に従事する職員の時間外手当となります。補正額は150万円、50万円が交付金で、100万円が一般財源となっております。

次に、庁舎等感染予防対策でございます。資料は、87頁をお開き願います。庁舎などの消毒に必要な消毒液や消耗品、保育園などに従事する職員のマスクなどの、購入経費となります。総務費の一般管理費と衛生費の予防票をまとめた補正額となっております。補正額は、120万4千円、90万円が交付金で、30万4千円が一般財源でございます。

次に、情報周知発信強化でございます。資料は、同じく87頁となります。感染拡大防止に関する情報や経済対策など、様々な支援策に関する情報につきまして、随時

のチラシの配布、並びにラインを活用して、発信周知していくための経費でございまして、補正額は373万円、350万円が交付金で、23万円が一般財源でございませう。

次に、テレビ会議システム整備でございませう。資料は、88頁となります。極力、他地域との往来を避けるために、打ち合わせや会議などをネットでおこなうためのシステムの導入に係る経費でございまして、補正額は58万8千円、50万円が交付金で、8万8千円が一般財源でございませう。

次に、健康づくりとICT人づくり推進でございませう。資料は同じく88頁でございませう。スマホのウォーキングアプリを活用し、ポイントをためながら取り組むことの出来る健康作りと、専門指導員の招聘などによるトレーニング指導等々で、先般、包括連携協定を締結致しました、サツドラホールディングスとの提携した事業となります。補正額は300万円、270万円が交付金で、残30万円が一般財源でございませう。

次に、困りごと支援相談員配置でございませう。資料は、89頁となります。支援制度やその他、新型コロナウイルス感染症に関して、困っていることなどの相談を受けるための人員配置に係る経費でございまして、補正額は54万8千円、40万円が交付金で、14万8千円が一般財源でございませう。

次に、職員一時退避所、環境整備でございませう。資料は同じく89頁となります。公務で、感染者または感染が疑われる方と接触した場合に、一時的に、職員が退避する場所を整備するものでございまして、補正額は31万9千円、20万円が交付金で、11万9千円が一般財源でございませう。

次に、障がい者世帯支援金給付でございませう。資料は90頁となります。障がい者の子供がいる世帯のマスクや消毒液などの購入に対する負担軽減のための支援でございまして、子ども1人当たり、2万円を給付するものでございませう。補正額は42万円、30万円が交付金で、12万円が一般財源でございませう。

次に、感染予防必要物品支援（障がい者対策用）でございませう。資料は、同じく90頁でございませう。医療的ケア時などに対しまして、身体を清潔に保つための保清用品や、除菌用品を直接、支給するもので、補正額が58万5千円、50万円が交付金で8万5千円が一般財源でございませう。

次に、水堀学童保育所運営補助でございませう。資料は、91頁となります。小中学校が臨時休校となったことにより、開設時間を拡大しました、水堀学童保育所の運営費の支援でございまして、補正額は、53万9千円、50万円が交付金で、3万9千円が一般財源でございませう。

次に、1人親世帯支援金給付でございませう。資料は同じく91頁となります。小中学校の臨時休校に伴い、増加する家計などの負担の軽減のため、1人親世帯に対しまして、子ども1人当たり、1万円を支給するものでございまして、補正額は、112万円、100万円が交付金で、12万円が一般財源でございませう。

次に、検診等感染予防対策でございませう。資料は92頁をお願いします。検診など

の、保険事業を実施する際の、感染予防対策のための備品の購入費などでございまして、補正額は110万5千円、80万円が交付金で、30万5千円が一般財源でございまして。

次に、漁業者経営維持化安定対策でございまして。資料は、93頁となります。新型コロナウイルスの影響で、魚価の下落で、経営が厳しい漁業者に対しまして、漁協の特別負担金の2分の1を補助するものでございまして。補正額は、461万5千円、460万円が交付金で、1万5千円が一般財源でございまして。

次に、事業継続支援緊急給付でございまして。資料94頁となります。町内の中小企業の事業継続を支援するため、今年3月から9月のうち、ひと月の売り上げが前年同月と比較して、20%以上落ち込んだ事業者に対しまして、20万円を支給するものでございまして。補正額は、220事業者を想定しまして、4,400万円、全額交付金としてございまして。

次に、生産者等応援消費拡大でございまして。資料の方は、95頁となります。町内の農水産物の新たな販路の確保や、町内での消費の拡大などの取り組み等々でございまして、ネット販売環境整備などは、江差観光みらい機構が実施し、地産地消の拡大につきましては、消費拡大推進員を町に配置して、おこなうこととしてございまして。補正額は、221万6千円、200万円が交付金で、21万6千円が一般財源でございまして。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業でございまして。4月23日に補正予算第2号として、専決処分した事業の財源更正でございまして。補正額、1,360万円、全額を交付金とし、同額を一般財源を減額してございまして。

次に、防災備蓄品整備でございまして。資料92頁となります。避難所での感染予防、あるいは、感染拡大防止のための、備品の購入で、補正額は、319万1千円、233万6千円が交付金で、85万5千円が一般財源でございまして。

次に、町立図書館、蔵書消毒器導入でございまして。資料は96頁となります。蔵書の殺菌消毒やほこりの除去等を効率的に行うため、最大6冊まで同時に消毒、清掃できる機械を導入するもので、補正額は127万6千円、120万円が交付金で、7万6千円が一般財源でございまして。

新型コロナウイルス感染症対応としての補正額の合計につきましては、6,995万6千円、臨時交付金が、7,953万6千円、一般財源は、958万円の減となっております。

次に、児童手当システム改修（マイナンバー情報連携）体制整備でございまして。児童手当の支給におきまして、日本年金機構との情報照会の本格運用が、6月から開始されることに伴い、システムを改修するものでございまして。補正額は、38万7千円、国庫支出金が25万7千円で、残13万円が一般財源でございまして。

補正額合計では、7,034万3千円となり、財源内訳は、国庫支出金が7,979万3千円、一般財源につきましては、945万円の減額となっております。

説明は以上となりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望、ありませんか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今、説明を頂きました、総務企画費の困りごと支援相談員の配置でございます。これにつきましてはですね、大変、期待はしております。町内の小規模な事業者、なかなか国の制度を利用出来ない、例えば、雇用保険調整金ですとか、持続化補助金、交付金ですか、やっぱり、ネットをとおしての申請ということになりますと、高齢の方ですとか、例えば、町内でスナックを営んでいる、要するに、1人親方みたいな方が、なかなか、申請が出来ない、あきらめざるを得ない方の声も聞くんですよ。ですから、どういようなですね、知識、能力を持った方を配置するのか、この配置員の人には、そういう部分を是非ともですね、寄り添って、多くの国の支援制度を導入するよな、出来る方、それを期待しているんですが、どういような方を想定して、配置されるのか、伺いたいと思います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

飯田議員から困りごと相談員の配置、どうい方をというお話がございました。国、道のあるいは、民間機関、含めてですね、本当にその新型コロナウイルス関係の支援は様々、多岐に亘ります。そういう意味で、すぐその場で、答えきれるものというのは、なかなか私達でも難しいのかなと思ってます。今、内々で打診をしているのは、まず、役場OBの方に打診をしまして、お話を聞く。そこからスタートさせて頂きたいと思ってます。キャッチボールを何度かしながら、その方の困りごと、あるいは、疑問、そういうのを取り去る。そういう形で支援していきたいと、支援をお願いしたと思っていますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

はい。いいですか。飯田議員。

「飯田議員」

内容については、よく分かりました。これまでもですね、そういうような町のチラシ等で、町の皆さんいろいろ、お知らせをしておりますが、やはり、ホームページだけでなくですね、紙媒体でですね、是非ですね、町民の皆さん、そういう対象になる方々がやっぱり、役場の方に相談に来やすいような、周知の方法は、是非とも、徹底して広めてもらいたいなというふうに思っていますが、その点はどのように考えておりますか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

少し、繰り返しになりますけども、それぞれ、町が支給するものは、それぞれの所管課が当然、やっていく部分があります。ただ、おっしゃる部分は、国や道、そういった所も含めて、更には、2次補正の、今、ものも出て参りますので、1つ、加えるのは、商工会さんは、商工会さんで、マンパワー足りない部分がありますけれども、商工会さんは商工会さんの窓口で、1つは、交通整理をする、担当でもあるというのが、相談員の配置。更には、全ての申請書類を全て書き込みをですね、して上げるんだということではなくて、出来るだけ、フォローアップはするつもりでおります、そういった形で、住民にも知って頂くし、各関係団体に全て、全部、おんぶにだっこではなくてですね、それぞれの役割分担もしつつ、本当に少しずつですね、住民の手助けになる、そういうフォローをする配置を考えてございますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい。いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

3点お聞きします。臨時議会資料を見ながら。88頁、健康づくりとICT人づくり推進。説明に所管、まちづくり推進課と書いてありますが、お金の出し方も、それから実際の事業展開も含めて、まちづくり推進課、何でしょうかね。内容によっては健康推進課の部分があるのか、そこを最初にお聞きしたい。回答によって、再質問で。

2つ目。89頁。職員一時退避所、場所、環境整備のお試し住宅整備というのは、聞き逃したのか、江差町の所有、町職員住宅とか、空いている所を直すのでしょうかね。お試し住宅といいのは、意味合いがあるのか。教えて下さい。

それから、最後。92頁。防災備蓄品整備です。これも説明があったかどうか、ク

イックパーテーション、何か分けたりするんでしょうかね、それで、これはこれで、いろんな備品等、整備、今後、必要だと思うんですが、特に、コロナのことを考えた場合に、この間、江差の経験で言えば、一番身近な例の北電のブラックアウトの時、身近なところを見ててもね、結構、人集まりましたね。3密を防ぐとすれば、単に、備蓄の整備だけではなくて、防災計画というか、防災時の体制そのものも、しっかりと今から考えておかないと、万が一、夏場以降、大きなあったら困りますが、仮に、大きな避難等があった時には、とてもでないけれど、3密は防げない。そういう対策も含めて、同時傾向でやられていると思いますが、その点についても、お聞きしたいと思います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から、健康づくりとICT人づくり推進の関係で、まちづくりが担当かということで、お話がありました。この件、サツドラホールディングスさんとの窓口が、うちです。一番最初の今回、包括連携協定しましてですね、何を進めるかというところで、今回、あちらとそのツールを使って、健康づくりを進めようというお話がありました。ここには、高齢あんしん課長、あるいは、健康推進課長、私、そういう中で、まず、今、ミーティングを進めているところです。今、本当にその、どこの課が、何をというのは、非常に、分野が分かれにくくなっています。まず、初年度は、我が課で、対応させて頂きながら、どこの課で次年度以降、対応していくのかという部分は、しっかり考えていかなければと思っています。以上です。

(議長)

はい。いいですか。はい。総務課長。

「総務課長」

防災備蓄整備の関係でございます。クイックパーテーションというのはですね、仕切りなんですけど、簡易なテントみたい形のもので、個室みたいなようなものがございます。それと、避難所の今、コロナの部分の開設の運営の形なんですけど、運営マニュアルについては、今のところは、作ってないんですが、防災計画の中でですね、避難所計画というものがございます。その中ではですね、このコロナの部分については、今のところなっていないんですが、いろいろ、この可能な限りですね、避難所に入る時には、人数制限したりだとか、あと、避難所じゃなくて、例えば、親戚の家だとか、友人の家に避難を検討してもらうだとか、あとは、避難所の健康管理だとか、その部分についてはですね、今後、マニュアル的なものをですね、作って行きたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい。いいですか。はい。副町長。

「副町長」

私からはですね、資料の89頁の職員一時避難所の環境整備、の質問でございました。こういう書き方は、職員などというふうに書いてございますが、簡潔に申し上げますと、消防職員が大体中心で、感染の疑いがある場合は、保健所が対応するんです。それが、先にするんですけども、直接、消防署に救急依頼があったり、また、保健所から要請があって、救急隊員が行った場合に、いわば、防備をした状況で、患者を搬送します。転送もある訳ですけども、結果が出るまでの例えば、2日なり3日、あるいは、仮に要請が出た場合のその間についてですね、それぞれ署員が、各家庭に帰られる状況になると、非常に家族への感染も懸念させるということで、一時的に、これは、消防職員のみならず、いろいろとまた、職員等の対応とも、今後あるかも知れませんが、主軸は消防署員のそういう状況で、豊川町にある、お試し住宅がすぐ開設、ふとんから何から、水道から全て全部あるものですから、そこがすぐ活用出来るということでの整備をすると、こういうことです。はい。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

1点だけ。今、最後に副町長、おっしゃった、正直、おきてはなりません、万が一、秋以降と言いますか、北海道でいうと第3波と言った方がいいかも知れませんが、これが、こういう地域に起きた場合に、最悪と言いませんが、本当にそれに近いぐらいの準備をした場合に、どの程度、職員、泊まれるんでしょうかね、あそこ。更には、やはり、私、先程、消防と言いましたけれども、町職員だってありうるかも知れない。なども含めれば、どうなんですか。この、数的に。今回、全国的な事例を見ると、本当に、苦労していますよね。都会は、一定程度、場所もあるのかも知れませんが、この点について、教えて頂きたいなと思います

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

小野寺議員、まず消防署員、また、スポット当てますけども、2人なり3人で救急搬送します。患者を、防備して。結果が出るまで。ですから、同じ方と接触している消防署員になる。それから、大体3人が、同じ方と接触しているんで、3人が、その部屋に入る。でも、今のこの、居宅の部分があれば、今のお試し住宅の場所を考えると1階あったり、2階もあるので、それ相応の1度にですね、入れる人数がどの程度が、限界なのかということが、今ちょっと、お答え出来ませんが、少なからず、こういった部分は消防署員を中心にかなり、神経を使って町も対応しなきゃならないなど、こういうことをごさいますんで、限りなく、職員住宅がどうだとか、こうだとかということになると、最初から、設備投資しなきゃなかなか暮らせないものですから、そういう状況で、今は消防署員を中心にした環境整備と、こういうことをご理解下さい。

(議長)

いいですね。

はい。他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。よって、議案第4号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第10、議案第5号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第5号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」

おはようございます。

（「おはようございます」の「声」）

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から、補足説明申し上げます。議案書、70頁をお開き下さい。第1表債務負担行為補正でございます。公共下水道事業のストックマネジメント計画に基づきます、江差・上ノ国下水道管理センターの中央管理装置更新工事につきまして、下水道事業団との2ヵ年の協定により、実施するものでございます。今年度の事業費につきましては、当初予算で、計上しているところでございますが、先般、社会資本整備総合交付金事業の国からの内示額が確定したことに伴いまして、次年度の事業費見込み額が決まりましたことから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。事項につきましては、江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定でございます。期間につきましては、令和3年度、限度額につきましては、1億3,190万となりますので、宜しく願いを申し上げます。また、ご案内のとおり、2ヵ年の協定額が5千万を超えますことから、協定の締結につきましては、議会の議決が必要となるものでございまして、今回の債務負担行為議決後に、仮協定を締結しまして、6月定例会におきまして、改めて、協定締結の議決をお願いするものでございますので、重ねて、お願いを申し上げます。

説明は以上となりますので、議決方、宜しく願い申し上げます。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりました。質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(補足説明)

議案第6号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。令和2年度予算において、下水道管理センター長寿命化改修及び江差小学校屋上防水改修、町有施設PCB処理業務の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として、取り進めるため、同計画を変更するものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。これで会議を閉じます。

令和2年第2回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変、ご苦労さんでございます。

閉会 11時 6分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員